

指 定 申 請 調 書

議案第2号

件 名	建築基準法の適用除外に係る建築物の指定について		
申 請 者	宗教法人東照宮		
建 築 場 所	広島市東区二葉の里		
用 途 地 域	指定なし	防火指定	指定なし
その他の地域、地区、街区	市街化調整区域		
建築物の 用途・規模	用 途	本地堂	
	構 造	木 造	
	階 数	1 階	
	高 さ	6.970 m	
	建築面積	39.69 m ²	
	延べ面積	39.69 m ²	

該 当 条 項 建築基準法第3条第1項第3号

申請理由

申請に係る建築物は、昭和50年9月22日に広島市指定重要有形文化財に指定された。
この建築物は、破損状態が著しいため、全解体による保存修理を行うことになったが、文化財としての価値を維持・保存する必要があるため、現行の建築基準法の構造耐力に関する規定に適合させることができないため、建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定を求めるものである。

付近見取図



指定に対する意見

申請に係る計画は、文化財保護法第182条第2項の条例（広島市文化財保護条例第4条及び第7条）により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であり、保存等の措置が適切であると認められる。

(調査等の事項) 文化財保護法第182条第2項の条例による指定、現状変更の規制及び保存のための措置及びその他法令の手続きについて

1 文化財保護法第182条第2項の条例による指定について

広島市文化財保護条例第3条より、昭和50年9月22日に広島市指定重要有形文化財の指定を受けており、以下の措置が講じられている。

- (1) 所有者等は、当該条例等に従い、その管理及び保存に努めなければならない。
- (2) 所有者等は、その現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 避難安全上の確保について

(1) 消防法に規定する消火器及び自動火災報知設備を設置しており、毎年2回点検を実施している。

また、宮司を防火管理者に定め、神社職員等による自衛消防隊を組織し、火災時には参拝者等の避難誘導を行うこととしている。

(2) 広島市火災予防条例第24条第3号により、本地堂を含めた境内は、喫煙及び裸火の使用や火災予防上危険な物品の持込みが禁止されており、この趣旨を立札で啓発を図るなど、防災に努めている。

(3) 毎年、文化財防火デー(1月26日)を前後とする日に、本市消防局及び自衛消防隊による消防訓練や自動火災報知器の作動状況などの査察が実施され、防火上の点検・指導を受けている。

さらに、地域住民とともに年に1回初期消火訓練を実施している。

(4) 年2回、広島市文化財保護指導委員の巡視を受け、防虫対策、防腐対策及び防火対策などについて保存上の指導を受けている。

3 構造について

東照宮本地堂は、慶安元年(1648年)に広島藩によって造営された建築物の一つである。昭和20年の原子爆弾による破損の本格復旧や経年による老朽化に対処するため、昭和59年に改修工事を実施している。しかし、その後30年以上経過して屋根瓦の劣化や木部における蟻害、雨漏りによる腐朽等が進行していた。このため、令和2年度に広島市の補助を受けて保存修理のための基本設計を行った。今後、令和3年度から5年度までの間に、建築物全体を覆う仮屋根を建設し、屋根及び木部等の全解体修理を行い、併せて防災設備の改修を行う予定である。

4 その他法令の手続き

都市計画法、景観法、消防法、文化財保護法に基づいて関係機関と協議している。

建築基準法（抜粋）

（適用除外）

第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

文化財保護法（抜粋）

（地方公共団体の事務）

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

広島市文化財保護条例（抜粋）

（文化財の指定）

第3条 広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市内にある文化財のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は広島県文化財保護条例（昭和27年広島県条例第47号）により国又は県が指定した文化財以外の文化財で重要なものを広島市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定により指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、権限に基づく占有者又は保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者等に通知しなければならない。

（管理及び保存）

第4条 市指定重要文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示又は助言に従い、市指定重要文化財の管理及び保存に努めなければならない。

（管理状況等の報告）

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、市指定重要文化財の現状並びに管理及び保存の状況について報告を求めることができる。

（現状変更の承認）

第7条 市指定重要文化財の所有者等は、その現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。